

# 第 1 章

計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨と背景

我が国では、少子化が急速に進行しており、高齢者比率の上昇に伴う現役世代の負担の増加や地域社会の活力の低下、子供の健全な成長への悪影響等が懸念されています。

このような状況の中、国は少子化対策を総合的に推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、続けて、平成24年には「子ども・子育て関連3法」による新たな子ども・子育て支援制度を導入しました。しかしながら、令和6年4月1日時点における我が国の年少人口は1,401万人と前年より33万人少なく、昭和57年から43年連続で減少しています。加えて、令和5年人口動態統計月報年計（概数）によると、合計特殊出生率は1.20と平成27年から8年連続で減少しています。特に、東京都では0.99と1を下回っており、少子化に歯止めがかかっていない状況です。

また、近年では、子供や子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化し、子育て不安を抱える保護者の増加や女性の社会進出による保育需要の増大、児童虐待や子供の貧困、ヤングケアラーの顕在化等が社会問題となっています。

国は、この難局を乗り越えるため、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和4年に「こども基本法」を制定し、令和5年には、国の子供施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」を閣議決定しました。既存の少子化社会対策大綱、子供の貧困対策に関する大綱、子供・若者育成支援推進大綱を一元化した「こども大綱」には、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが明記されており、それに必要な施策についても盛り込まれています。さらに、「子ども・子育て支援法」や「児童福祉法」等が相次いで改正され、困難な状況にある子供や若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行うための法整備が進められています。

台東区（以下「本区」という。）においても、全ての子供が健やかに育ち、社会生活を送る上で困難を有することがない自立した若者になるよう、令和2年に台東区次世代育成支援計画（第二期）を策定し、子供・子育て・若者支援施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、今後も引き続き、社会環境等の変化を的確に捉え、中長期的な視点に立って、必要な施策を柔軟かつ臨機応変に実施していく必要があります。

そこで、国や東京都の動向、本区のこれまでの施策の評価や令和5年度に実施した台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果、その他本区の子供や若者、子育て家庭を取り巻く現状・課題等を踏まえ、令和7年度を始期とする台東区次世代育成支援計画（第三期）（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ及び期間

### (1) 計画の性格

本計画は、下表の通り、各法律に基づき策定する計画から構成されます。

第二期計画に続き、本計画は、子ども・子育て支援事業計画、子供の貧困対策計画、子供・若者支援計画を包含するとともに、令和5年4月施行の「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」としても位置づけます。

#### ■各計画の性格

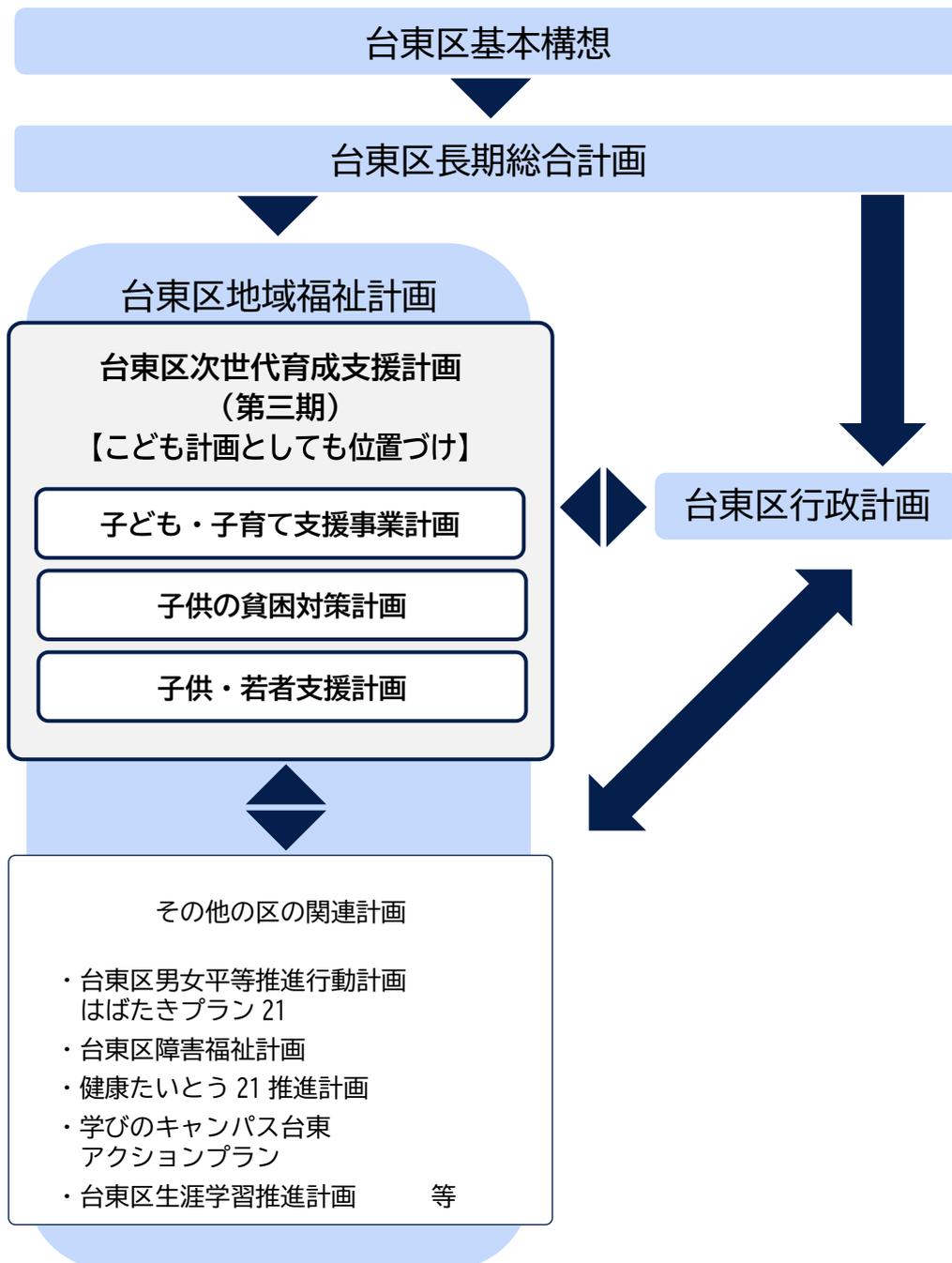
計画名	項目	内容
次世代育成支援計画 (こども計画としても 位置づけ)	根拠法令	次世代育成支援対策推進法第8条 (こども基本法第10条)
	策定内容	地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子供の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子供を育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進等の方向性を定める計画 (こども大綱を勘案して子供施策に関する基本的な方針や重要事項、子供施策を推進するために必要な事項を定める計画)
子ども・子育て 支援事業計画	根拠法令	子ども・子育て支援法第61条
	策定内容	幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する需給量を定める計画
子供の貧困 対策計画	根拠法令	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条
	策定内容	子供の貧困対策の方向性を定める計画
子供・若者 支援計画	根拠法令	子ども・若者育成支援推進法第9条
	策定内容	子供・若者の健全な育成のための施策の方向性を定める計画

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、国の子供・子育て・若者支援施策に係る法律や大綱等を踏まえて策定するとともに、東京都の「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」との整合性を図ります。

また、本区の最上位計画である「台東区基本構想」「台東区長期総合計画」の部門別計画とし、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21」「台東区障害福祉計画」「健康たいとう21推進計画」「学びのキャンパス台東 アクションプラン」「台東区生涯学習推進計画」等の関連計画との整合性を図ります。

### ■他計画との関係



### (3) 計画の期間・対象

本計画の期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により、修正の必要が生じた場合は見直しを図ります。

本計画の対象となる子供・若者は39歳以下とします。また、地域ぐるみで子育てを支援するため、子供・若者のほか、妊娠中の人、子育て家庭、地域住民、区内の団体、事業者も対象とします。

#### ■計画の期間

計画名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
台東区長期総合計画	令和5年度～10年度						
台東区行政計画	令和5年度～7年度						
台東区地域福祉計画	令和5年度～11年度						
台東区次世代育成支援計画			本計画（令和7年度～11年度）				
台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン21			令和7年度～11年度				
台東区障害福祉計画		令和6年度～8年度					
健康たいとう21推進計画			令和7年度～12年度				
学びのキャンパス台東 アクションプラン	令和5年度～7年度						
台東区生涯学習推進計画	令和5年度～9年度						

# 3 計画の策定体制

## (1) 台東区次世代育成支援地域協議会の開催

台東区次世代育成支援地域協議会では、次世代育成支援計画の進捗状況の点検や施策の評価等を行っています。学識経験者や地域団体の代表、区民委員、区職員により組織され、本計画案について検討し、提言を行います。

## (2) 台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会の開催

台東区次世代育成支援計画（第三期）策定庁内検討会は、現行の次世代育成支援計画の検証や次期の次世代育成支援計画の策定に向けた検討等を行うため設置します。庁内関係部課長級職員により組織され、本計画案について検討します。

## (3) 区民の参画

### ① 台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て支援事業の利用意向や子育て環境の現状等を把握するため、子育て世帯及び次世代を担う子供や若者を対象として、令和5年度に台東区次世代育成支援に関するニーズ調査を実施しました。

### ② 子供・若者からの意見聴取

こども基本法第3条第3号及び第4号には、年齢や発達の程度に応じた子供の意見表明の機会の確保や子供の意見の尊重が基本理念として掲げられています。また、同第11条では、子供施策の策定等に子供の意見の反映を講ずることとされています。

本区では、台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の実施に加え、子供・若者から意見を聴取する機会を設け、本計画の策定に取り組みます。

### ③ パブリックコメントの実施

区民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に区民の意見を反映させることを目的として、パブリックコメントを実施します。